

宝塚市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申出により登録した者（以下「登録者」という。）に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げる書面をいう。

(1) 住基法の規定による住民票の写し（住基法第12条の4に規定による住民票の写しを除く）、住民票に記載をした事項に関する証明書（請求者の持参した書面によるものを除く。）、除票の写し、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し

(2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、及び磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 住基法第12条第1項、第15条の4第1項、又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項、第15条の4第3項若しくは第4項、又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等を請求する者

(3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者、及び同法第126条の規定により戸籍情報の提供を求める者

(対象者)

第3条 本人通知制度の登録ができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 住基法の規定により本市が備える住民基本台帳若しくは戸籍の附票に記載されている者、又は本市が保存する除票若しくは戸籍の附票の除票に記載されている者（その者に係る全部の記録が本市の過誤によってされ、か

つ、当該記録が消除された者を除く。)

- (2) 戸籍法の規定により本市が備える戸籍に記載若しくは記録されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載若しくは記録が本市の過誤によってされたものであって、当該記載若しくは記録が戸籍法第24条第2項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又は本市が保存する除かれた戸籍に記載若しくは記録されている者
- 2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、登録の対象としない。

(登録の手續)

第4条 本人通知制度の登録を受けようとする者（以下「申出人」という。）は、あらかじめ、宝塚市本人通知制度登録申出書により市長に対し登録を申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申出は、法定代理人又は登録希望者から事前登録の申出につき委任を受けた者（以下「代理人」という。）により行うことができる。
- 3 第1項の規定による申出は、窓口サービス課、各サービスセンター、各サービスステーション及び各人権文化センターで受け付けるほか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送による申出」という。）により行うことができる。

(本人確認の方法)

第5条 市長は、前条第1項の申出を受ける際に、申出人又はその代理人に対し、次の各号に掲げるいずれかの提示を求めるものとする。ただし、郵送による申出の場合は、その写しの提出を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- 2 申出人が本市に住所を有しないときは、前項に規定する書類に加えて、申出人に係る住民票の写しを提出するものとする。ただし、本市に本籍があり戸籍の附票で住所を確認することができるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申出人又はその代理人がやむを得ない理由により同項各号に掲げるいずれの書類も提示することができない場合には、本人であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出させる方法、又は本人であることを説明させる方法その他同項に準ずるも

のとして適当と認める方法により、明らかにさせるものとする。

(代理権確認の方法)

第6条 第4条第1項の申出を代理人が行うときは、代理人は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により代理権を有していることを明らかにしなければならない。ただし、第1号に掲げる代理人について、本市備付けの公簿の記載等により代理権を有していることが確認できるときは、同号に定める書類の提示は要しないものとする。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示（ただし、郵送による申出の場合は、その写しを提出するものとする。）
- (2) 任意代理人 委任状の提出

(登録)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により登録の申出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、本人通知制度事前登録者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により名簿に登録を行ったときは、その旨及び本人通知を開始する日を、書面により申出人に通知するものとする。

(登録の変更等)

第8条 登録者は、氏名、住所その他登録の内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、宝塚市本人通知制度登録事項変更兼廃止届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項、第3項、第5条並びに第6条の規定は、前項の届出について準用する。

(登録者への通知)

第9条 市長は、第7条第1項に規定する登録を行った日の翌日以降に第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、書面により、登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別
- (3) 交付した住民票の写し等の通数
- (4) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿から当該登録者を抹消するものとする。

- (1) 第8条第1項に規定する廃止の届出があったとき。
- (2) 前条の規定による通知の送達先が不明のとき、又は通知書が返戻されたとき。

き。

- (3) 登録者に係る消除された住民票又は消除された戸籍の附票の保存期間が経過したとき。
- (4) 登録者が国外に転出したとき。
- (5) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (6) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消する必要があると認めるとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

（準備行為）

- 2 登録に係る準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
この場合において、平成27年7月1日から同月31日までに行われた登録の申出であって、市長が適当であると認めたものは、同年8月3日に登録を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。